

福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 36 号

福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項を次のように改める。

4 削除	
------	--

別表第 2 の 2 の項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表の21の項中

「	児童福祉法による障害児通所支援等に関する情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障がい者を有する者に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

を

母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
児童手当関係情報であって規則で定めるもの
後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。